

第541回 海務協議会

(1) 日時：平成28年11月9日（水）13：30～

(2) 場所：第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

(3) 議題：

1. 「NACCSを利用して入港通報を送付する際の外国寄港地の入力」について
監視部：石田 上席監視官
2. 「窓口での手続き（マニュアル・システム）に係る非違事例」について
監視部：石田 上席監視官
3. 「平成27年版不正薬物・銃砲の密輸入の動向（白い粉・黒い武器レポート）」
について
監視部：鳥居 統括監視官

(4) その他・質疑応答

開催予定日 平成29年 1月 上旬 開催予定

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問、議題等提起がございましたら、
お気軽に事務局宛にご連絡下さい。

公益財団法人 日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757

FAX 045-680-1758

E-mail bra_yokohama@kanzei.or.jp

<http://www.yokohama-customs.go.jp> （横浜税関）

<http://www.kanzei.or.jp> （日本関税協会）

<http://www.kanzei.or.jp/yokohama/> （日本関税協会横浜支部）

電算関係税関業務事務処理要領(抜粋)

海上編

第2章 船舶事前登録業務

第3節 船舶運航関連情報

1 船舶運航情報

船舶運航関連情報をシステムに登録する場合は、この節の定めるところによる。

<外国寄港地情報>

なお、これらの項目には、仕出港（検疫所では発航日）以降の外国の寄港地を入力し、資格外変を行った場合は入力を要しない。

外国の寄港地が30港を超える場合は、直近の港を含め過去30港までを寄港順に入力する。

ただし、検疫所へ入港通報を行う場合において、入港前30日以内に汚染地域内の港へ寄港した場合は、発航地より前に寄港したものであっても、当該汚染地域以降の外国の寄港地を本邦入港前の直前の外国寄港地から過去に遡って順に入力する。

また、汚染地域が不明な場合も過去30日以内の外国寄港地を全て入力する。外国の寄港地が30港を超える場合は、直近の港を含め過去30港までを寄港順に入力する。

ただし、外国の寄港地が30日以内に30港を超える場合や、船舶関連情報を利用した入出港関係手続における入港通報を行う場合で、前記の取扱いができないときは、ファクシミリ等で30日以内の寄港地情報を検疫所に提出する。

直近の港を含め過去30港となっているが、

前航海において、本邦を出港した後の外国寄港地から、今航海において本邦に入港する直前の外国寄港地まで

ただし、当該外国寄港地が10港を超えるときには、直近の10港を「外国寄港地情報」として登録願いたい。

1. 「窓口での手続き（マニュアル・システム）に係る非違事例」について

種別	事例	注意点・根拠等
システム	「TPC（とん税等納付申告）」業務において、本船は川崎港に入港（入港届は川崎税関支署に提出）したにも関わらず、誤って「港コード」欄に横浜港のコード（YOK）を入力のうえ申告を行ってしまった。	TPC業務では、「入港届提出番号」欄及び「港コード」欄の入力が必須となっており当該入力項目の一致チェックが行われているものの、港については「京浜港（横浜・川崎・東京）」として見ているため、当該事例の場合にエラーとならない（過去、本協議会において複数回議題として取り上げ）。
システム	「VOX（出港届等）」業務において、一度本業務により出港届を提出したにも関わらず、誤って再度当該業務を行ってしまった。	訂正（処理区分コード：5）や取消（同：1）の場合には当初登録の出港届情報が存在するかのチェックが行われているが、登録（同：9）の場合には、当該本船に係る基本情報や在港している港における運航情報が登録されていればエラーとならない。
マニュアル	「外国貨物の仮陸揚届」を提出した貨物について、当該届出書に記載した「仮陸揚げの期間」が経過していたにも関わらず、税関から指摘を受けるまで期間延長等の措置を行わなかった。	関基 21-2（外国貨物の仮陸揚の届出等）（2）に基づき、仮陸揚届の提出後、その陸揚げの期間を延長する場合には、延長する理由及び期間等を記載した適宜の書面を税関に提出する必要がある。
システム	コンテナ貨物について、外国の港での手違いにより当該港において船卸しできず急遽横浜港で船卸し（トランシップ）することになったが、「AMR（出港前報告）」業務を報告期限までに行わなかった。	「急遽」や「トランシップのための船卸し」であっても法第 15 条第 7 項に基づき NACCS による出港前報告が必要となる。 なお、報告期限までに報告がなされなかった場合には、法第 16 条（貨物の積卸し）第 3 項及び令第 15 条の 2（積荷の船卸しの許可の申請）に基づく申請を行ったうえで許可を受けなければ、船卸しすることはできない。
システム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本船のローテーション変更、関係者間での連絡の不備等により、「DMF（積荷目録提出）」業務を報告期限までに行わなかった。 ・ 関係者間での連絡の不備等により、「VPX（入港前統一申請）」業務により乗組員情報に係る報告を報告期限までに行わなかった。 	<p>法第 15 条（入港手続）第 1 項及び令第 12 条（外国貿易船の入港手続）に基づき、積荷に関する事項は「開港に入港する 24 時間前」までに、乗組員に関する事項は「開港に入港する 2 時間前」までに行うこととなっている。</p> <p>例外規定は存在するが、通信設備の故障（法第 15 条）、異常気象や船舶の重大な損傷による危機（令第 12 条）、貨物の荷崩れ等航行に支障が生じたことにより緊急に入港するため予め報告することが困難な場合（規則第 2 条の 2）等、真にやむを得ない事情に限定されている。</p>
システム	「VPX（入港前統一申請）」業務において、横浜港（大黒ふ頭）入港予定の本船に係るものだったにも関わらず、「書類提出先官署コード」欄に川崎税関支署のコード（2M）を入力のうえ申請を行ってしまった。	VPX業務では、「書類提出先官署コード」欄は任意入力項目となっており、入力がない場合には、必須入力項目である「着岸（予定）場所コード」欄に入力されたベースコードを管轄する税関官署に提出先が自動的に決定されるが、「書類提出先官署コード」欄に入力があつた場合には、そちらが優先されてしまう（他の業務において

		もそのような仕様になっている場合がほとんどであるため注意が必要)。
マニュアル	「外国貨物船用品積込承認申告書」について、積込みの事実を証明するものとして税関に提出（返却）する必要のある「確認用」の書類を紛失してしまった。	<p>法第 23 条（船用品又は機用品の積込み等）第 1 項に基づく「外国貨物船用品積込承認申告」については、同条第 5 項及び令第 21 条の 5（積込みの事実を証する書類等）に基づき、積込みを終えたときは直ちにその事実を証する書類を税関に提出する必要がある。</p> <p>なお、書類を紛失した場合には、法第 102 条（証明書類の交付及び統計の閲覧等）に基づき、税関に対し手数料を納付のうえ証明書類の交付を請求する必要がある。</p>
システム／ マニュアル	「輸入託送品」に係る託送品目録を、当該貨物を積載する本船の入港前に税関に提出しなかった。	<p>関基 15-6-1（積荷に関する事項の報告における貨物の範囲等）には、旅客又は乗組員の携帯品や船用品に係る「積荷に関する事項の報告」は省略可能であるが、輸入託送品については必要とされている（つまり、「開港に入港する 24 時間前」までに報告する必要がある）。</p> <p>なお、当該目録の提出については、「HYS（汎用申請）」業務で可能となっている。</p>
システム／ マニュアル	荷役会社との連絡不備により、「開庁時間外貨物の積卸届」の提出を失念してしまった。	<p>法第 19 条（開庁時間外の貨物の積卸し）に基づき、税関官署の開庁時間以外に外国貨物を積んでいる船舶に貨物の積卸しを行おうとする場合は、予め税関に届け出る必要がある。</p> <p>なお、税関官署の開庁時間については、同条の規定に基づき税関長公示がなされており（横浜税関 HP で確認可能）、横浜税関本関においては、「平日の 08：30～17：15」が開庁時間に定められている（それ以外の時間帯は本届出が必要となる）。</p>
システム	「VTX02（乗組員情報登録）」業務において、前港にて乗組員の交代があったにも関わらず、交代前の情報にて「VPX（入港前統一申請）」業務を行ってしまった。	<p>法第 15 条（入港手続）第 1 項及び施行令第 12 条（外国貿易船の入港手続）に基づき、乗組員に関する事項は「開港に入港する 2 時間前」までに行うこととなっており、当然ながら当該開港入港時に乗船する乗組員の氏名等を報告する必要がある。</p> <p>なお、仮に船長が交代になったにも関わらず交代前の情報で VTX02 業務を行い、その後の VIX（入港届等）業務や TPC（とん税等納付申告）業務で船長名の入力を行わなかった場合には、VTX02 業務で入力した船長名が自動的に補完され、つまり、誤った船長名で入港届等が提出されてしまうことになる。</p>
マニュアル	「外国貨物船用品積込承認申告」について、本船への積込みを行い積込みの事実を証明するものとして申告書の受領欄に本船側からの署名を受領していた	「外貨船用品（＝外国貨物）」を外国往来船に積込む場合には、当該行為が保税地域からの引取りを伴うことになるため、原則的には一旦輸入手続きを行ったうえで積

	が、その後本船側より「オーダーしたはずの貨物が届いていない」旨の問い合わせがあり確認したところ、貨物が蔵置されている保税蔵置場内に取り残されていることが判明した。	み込むべきところであるが、手続きの煩雑さ等が考慮され、法第 23 条（船用品又は機用品の積み込み等）第 1 項に基づき外国貨物のまま積み込むことが認められているものであり、また、内国消費税が課されていない貨物の性質上、厳格な管理が必要となってくる。 なお、貨物が亡失した際はもちろんのこと、指定された期間に積込まれなかった場合には、同条第 6 項に基づき、直ちに当該貨物に係る関税を徴収することになる。
システム／マニュアル	税関に「出港届」を提出する（許可を受ける）ことなく、本船を出港させてしまった。	法第 17 条（出港手続き）第 1 項には、「外国貿易船が開港を出港しようとするときは、船長は出港届を提出して税関長の許可を受けなければならない」旨規定されており、また、同条第 2 項には「外国貿易船について、とん税法等の規定により納付するとん税等の額があるときは、その額が納付された後でなければ許可をしない」旨規定されている。 外国貿易船の出港に際し「許可制」を取っているのは（入港は「届出制」）、出港が税関の取締りから離脱する行為であるため、許可制を取ることで関税法やとん税法等の諸義務を履行しているか最終的に確認する必要があるためである。
システム／マニュアル	内貨の空コンテナを横浜港から名古屋港へ外国貿易船にて運送する際、船舶法に基づく「沿岸輸送特許」に係る手続きが取られていたためそれ以外の手続きは不要と誤認し、関税法に基づく「内国貨物の運送」に係る手続きを失念してしまった。	法第 66 条（内国貨物の運送）には、「内国貨物」を外国貿易船に積んで本邦内の場所相互間を運送しようとする者は、税関長に申告してその承認を受けなければならない」旨規定されている。 <参考：船舶法第 3 条（抄）> 日本船舶ニ非サレハ日本各港ノ間ニ於テ物品ノ運送ヲ為スコトヲ得ス 但法律若シクハ条約ニ別段ノ定アルトキ、海難若クハ捕獲ヲ避ケントスルトキ又ハ国土交通大臣ノ特許ヲ得タルトキハ此限ニ在ラズ

横浜税関本関においては、手続き全体で約 80%が NACCS で申請されており、主要業務別では、入出港手続き…約 95%、交通手続き…約 65%、船用品積み込み手続き…約 60%となっております。

表の中で示したとおり、NACCS はすべての不適切入力にエラーを返すような仕様にはおらず、また、「任意入力項目」に入力があった場合には当該入力内容が優先される場合がほとんどです。NACCS 業務に係る入力に際しては、十分内容をご確認のうえ最終的に送信を行っていただきますようお願いいたします。

なお、言うまでもありませんが、システム（NACCS）／マニュアル（窓口）それぞれ申請方法が異なっても「根拠規定」は同様です。申請を行うにあたり、規定上どのような制限（報告期限等）があるかを改めてご認識いただきますようお願いいたします。

※	文中の表記
法	…関税法
令	…関税法施行令
規則	…関税法施行規則
関基	…関税法基本通達

平成27年版

不正薬物・銃砲の 密輸入の動向

—白い粉・黒い武器レポート—

財務省関税局調査課

目 次

I. 不正薬物等の密輸入動向

1. 概況	1
2. 不正薬物の密輸入動向	
(1) 覚醒剤	2
(2) 大麻	2
(3) 麻薬	3
(4) 指定薬物	3
3. 銃砲の密輸入動向	4

II. 主な密輸入摘発事例

1. 覚醒剤	5
2. 大麻	6
3. 麻薬	7
4. 指定薬物	7

III. 不正薬物等に対する水際取締対策

1. 政府における対策	
(1) 犯罪対策閣僚会議	8
(2) 薬物乱用対策推進会議	8
(3) 銃器対策推進会議	9
2. 関税局・税関における対策	11
(1) 取締体制の整備	12
(2) 密輸関連情報の収集・分析の強化	12
(3) 取締機器の有効活用	14
(4) 関係機関との連携強化	14
(5) 国際的な情報交換等の推進	15
(6) 監視分野における技術協力	17

IV. 世界における密輸動向等

1. 2014年の不正薬物の密輸動向	18
2. 2015年の銃砲等の密輸動向	27

V. 参考資料

1. 不正薬物の大口密輸事犯摘発事例（トップ3）	28
2. 不正薬物等の摘発実績	29
3. 不正薬物の密輸形態別摘発件数	30
4. 覚醒剤の密輸形態別摘発実績	30
5. 覚醒剤の仕出地別摘発実績	31
6. 大麻の密輸形態別摘発実績	32
7. 大麻草の仕出地別摘発実績	32
8. 大麻樹脂の仕出地別摘発実績	32

I. 不正薬物等の密輸入動向

1. 概況

平成27年の不正薬物※1全体の摘発件数は1,896件（前年比約4.9倍）と過去最高を記録し、押収量※2は約519kg※3（前年比18%減）と、5年連続で500kgを超えるなど、依然として深刻な状況となっている。

また、平成27年の銃砲の密輸入事犯の摘発件数は5件（前年比67%増）、押収量は5丁（前年比25%増）であった。

※1 覚醒剤、大麻、あへん、麻薬（コカイン、ヘロイン、MDMA等）、向精神薬、指定薬物をいう。

※2 錠剤型薬物を除いたもの。

※3 薬物乱用者の通常使用量で約1,498万回分

〔指定薬物事犯〕

指定薬物※4（いわゆる危険ドラッグ）は、平成27年4月、関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加。摘発件数は1,462件と不正薬物全体の約8割を占め、押収量は約37kgを記録した。

※4 中枢神経系の興奮・抑制・幻覚の作用を有する蓋然性が高く、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあるとして、厚生労働大臣が指定する薬物（医薬品医療機器等法第2条第15項）

〔覚醒剤事犯〕

摘発件数は83件（前年比52%減）、押収量は約422kg（前年比23%減）と、いずれも減少した。

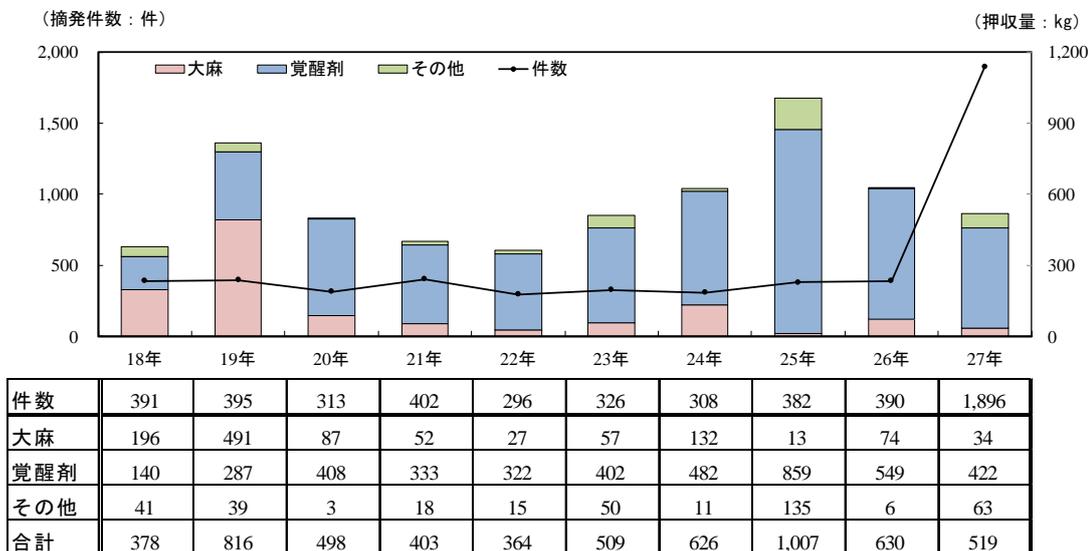
〔大麻事犯〕

摘発件数は122件（前年比23%増）と増加した一方、押収量は約34kg（前年比55%減）と半減した。

〔麻薬事犯〕

摘発件数は213件（前年比約2.3倍）、押収量は約26kg（前年比約4倍）と、いずれも増加し、特に摘発件数については過去最高を記録した。

〔参考：不正薬物の摘発件数と押収量の推移〕



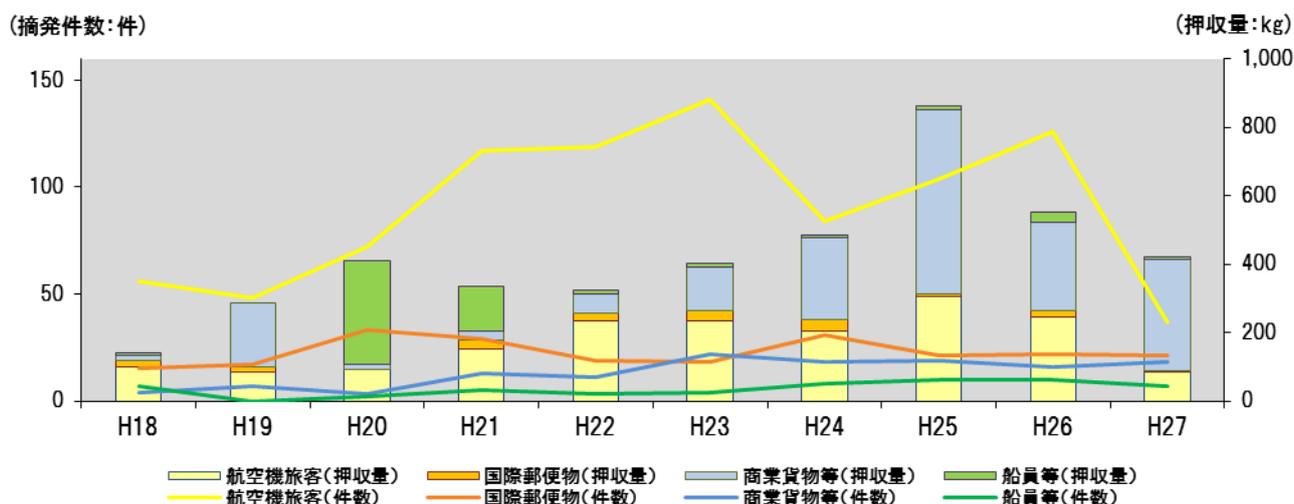
2. 不正薬物の密輸入動向

(1) 覚醒剤

平成27年の税関における覚醒剤の密輸入事犯の摘発件数は83件（前年比52%減）、押収量は約422kg（前年比23%減）と、いずれも減少した。

密輸形態別にみると、商業貨物等を利用した密輸入の摘発件数は18件（前年比13%増）、押収量は約328kg（前年比26%増）と増加したが、その他については摘発件数・押収量ともに減少した。特に航空機旅客による密輸入の摘発件数は37件（前年比71%減）と減少し、押収量についても約84kg（前年比66%減）と過去10年で最低となった〔図1参照〕。

〔図1:覚醒剤の密輸形態別摘発件数と押収量の推移〕



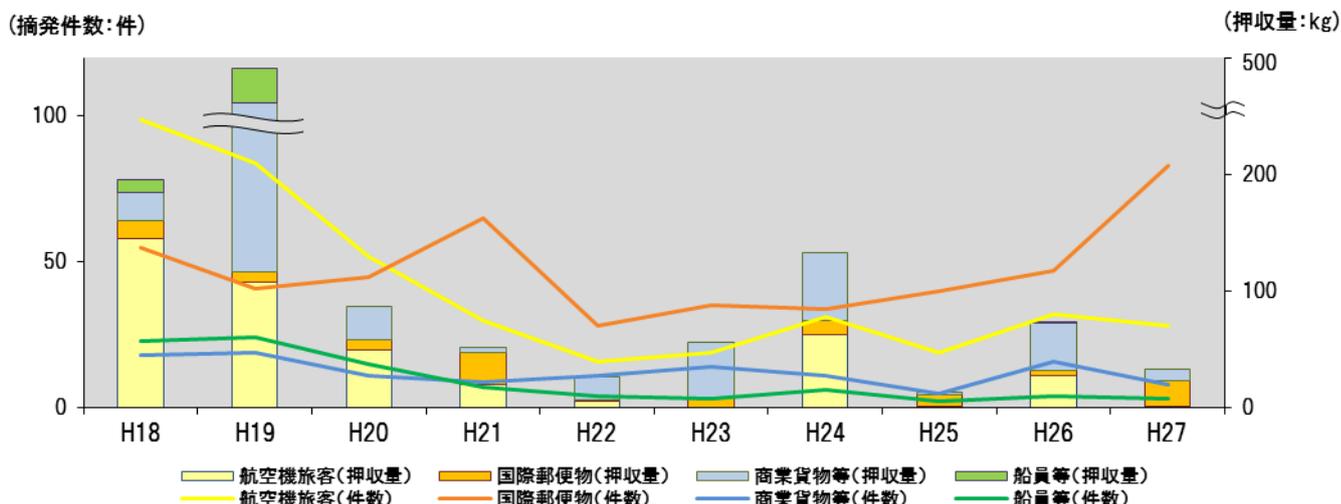
(2) 大麻

平成27年の税関における大麻の密輸入事犯の摘発件数は122件（前年比23%増）と引き続き増加した一方、押収量は約34kg（前年比55%減）と半減した。

1件当たりの平均押収量は約275g（前年比63%減）と密輸手口のの小口化傾向がみられた。

密輸形態別にみると、国際郵便物を利用した密輸入が83件と過去10年で最高を記録した〔図2参照〕。

〔図2:大麻の密輸形態別摘発件数と押収量の推移〕



(3) 麻薬

平成27年の税関における麻薬の密輸入事犯の摘発件数は213件（前年比約2.3倍）と過去最高を記録した。薬種別にみると、違法サイト等で媚薬や精力剤として販売されている通称“GHB”が73件と最も多かった。

押収量は約26kg（前年比約4倍）と増加した。

(4) 指定薬物

指定薬物は、「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」（平成26年7月18日策定）の一環として、平成27年4月、関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加された。

平成27年の税関における指定薬物の密輸入事犯の摘発件数は1,462件と不正薬物全体の約8割を占め、押収量は約37kgを記録した。

月別の摘発件数をみると、8月までは200件前後と高水準で推移していたが、9月以降は減少傾向となり、最も多かった月の半数以下となった〔図3参照〕。

薬種別にみると、亜硝酸イソブチルが1,285件と全体の約9割を占めた〔図4参照〕。

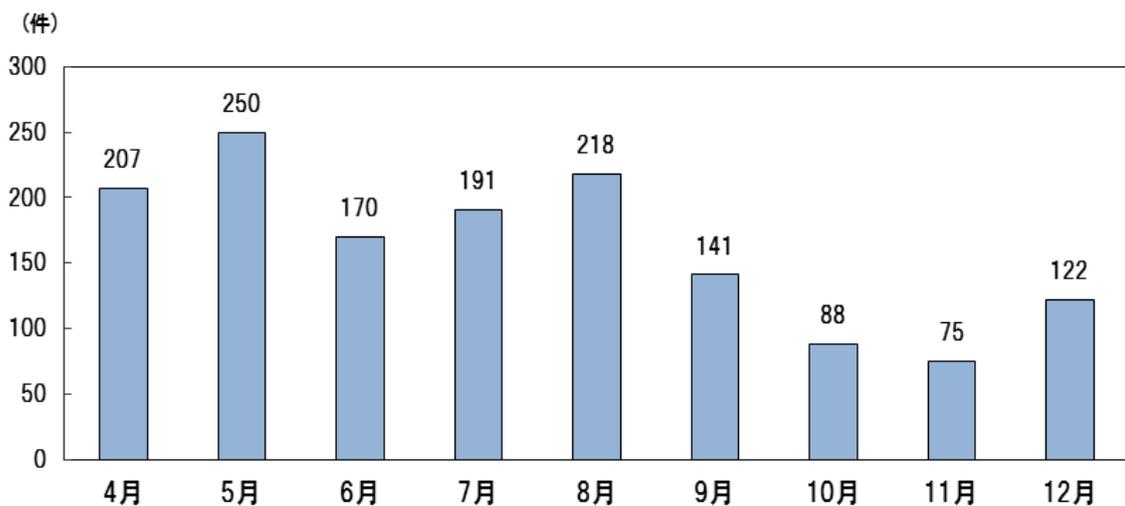
亜硝酸イソブチルの多くは、違法サイト等で“RUSH”等の商品名で販売されている小瓶（約9ml）入りの液体であり、蓋を開けて気化したものを吸引して体内に摂取する方法で乱用される。

1件当たりの押収量は小瓶3～4本と少量の事犯が多いが、中には1件で72本を押収した事例もあった。

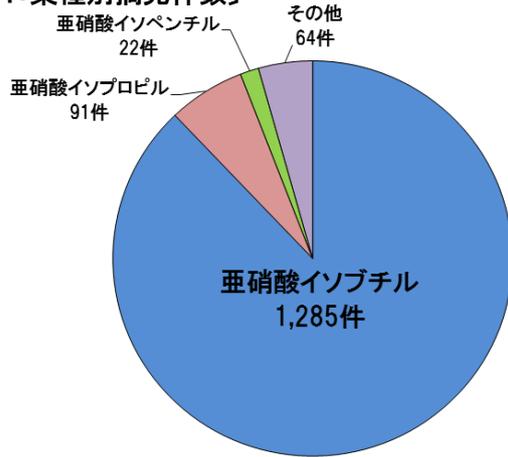
密輸形態別にみると、国際郵便物を利用した密輸入が1,442件と全体の99%を占めた〔図5参照〕。

密輸仕出地別にみると、中国が1,130件と全体の約8割を占めた〔図6参照〕。

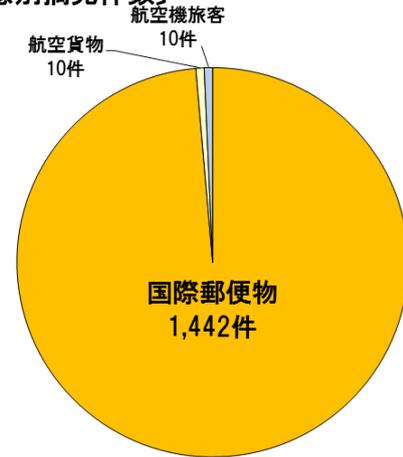
〔図3：指定薬物の月別摘発件数〕



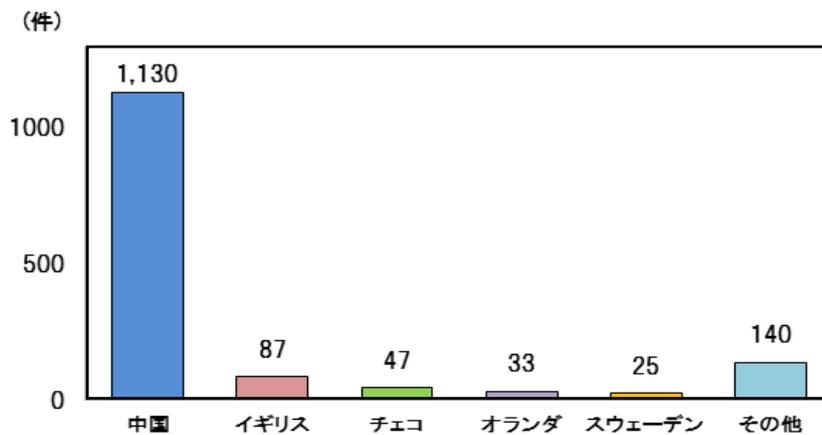
〔図4:薬種別摘発件数〕



〔図5:密輸形態別摘発件数〕



〔図6:仕出地別摘発件数〕



* 中国には香港を含む。

3. 銃砲の密輸入動向

平成27年の税関における銃砲の密輸入事犯の摘発件数は5件（前年比67%増）、押収量は5丁（前年比25%増）と、いずれも増加した。なお、摘発した銃砲はすべて拳銃であった。

II. 主な密輸入摘発事例

1. 覚醒剤

【洋酒瓶内に隠匿していた覚醒剤を摘発】

平成27年10月、横浜税関は、メキシコから到着した海上コンテナ貨物の検査において、液体に溶かしてテキーラ瓶1,026本に隠匿していた覚醒剤 約171kgを発見、摘発した。



【金属製タンク内に隠匿していた覚醒剤を摘発】

平成27年3月、東京税関は、メキシコから到着した航空貨物の検査において、金属製タンク5本に隠匿していた覚醒剤 約44kgを発見、摘発した。



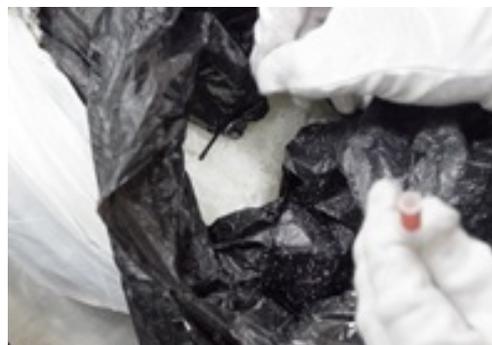
【コーヒー袋内に隠匿していた覚醒剤を摘発】

平成27年11月、東京税関は、ウガンダから到着したウガンダ人男性の携帯品検査において、スーツケース内に収納のコーヒー袋25袋内に隠匿していた覚醒剤 約20kgを発見、摘発した。



【船員が携行リュックサック内に隠匿していた覚醒剤を摘発】

平成27年12月、神戸税関は、水島港に入港したナイジェリア来外国貿易船から下船したナイジェリア人乗組員の携帯品検査において、リュックサック内に隠匿していた覚醒剤 約6kgを発見、摘発した。



2. 大麻

【車両後部座席背もたれ部分に隠匿していた大麻草を摘発】

平成27年2月、横浜税関は、米国から到着した海上コンテナ貨物の検査において、車両後部座席背もたれ部分に隠匿していた大麻草 約8kgを発見、摘発した。



【まな板内に隠匿していた大麻樹脂を摘発】

平成27年4月、大阪税関は、米国から到着した小包郵便物の検査において、まな板内に隠匿していた大麻樹脂 約1kgを発見、摘発した。



3. 麻薬

【国際スピード郵便物内に隠匿していた麻薬を摘発】

平成27年7月、門司税関は、中国から到着した国際スピード郵便物（EMS）の検査において、4-ヒドロキシ酪酸（通称“GHB”）を含有する液体 約75gを発見、摘発した。



4. 指定薬物

【黒色ボストンバッグ内に隠匿していた指定薬物を摘発】

平成27年11月、横浜税関は、中国から到着した中国人男性の携帯品検査において、黒色ボストンバッグ内に隠匿していた亜硝酸イソブチル及び亜硝酸イソペンチルを含有する液状物 約500gを発見、摘発した。



Ⅲ. 不正薬物等に対する水際取締対策

1. 政府における対策

(1) 犯罪対策閣僚会議

少年犯罪や凶悪犯罪が国民の身近なところで多発している現状を踏まえ、「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、関係推進本部及び関係行政機関の緊密な連携を確保するとともに、有効適切な対策を総合的かつ積極的に推進することを目的として、平成15年9月、内閣総理大臣が主宰し、全閣僚を構成員とする「犯罪対策閣僚会議」が開催された。以降、内閣において犯罪対策閣僚会議を随時開催し、「国民が自らの安全を確保するための活動の支援」、「犯罪の生じにくい社会環境の整備」及び「水際対策を始めとした各種犯罪対策」の3つの視点を指針として犯罪情勢に即した各種の施策を講じ、社会全体を犯罪に対して強いものにするための総合的な犯罪対策を推進してきた結果、我が国の治安は、刑法犯認知件数が戦後最悪期の半数以下に減少し、一定の改善が見られるようになった。

一方、サイバー犯罪・サイバー攻撃、国際テロ、組織犯罪といった新たな脅威が出現していることや、社会構造が変化していることを踏まえ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を控えた7年間を視野に、犯罪を更に減少させ、国民の治安に対する信頼感を醸成し、「世界一安全な国、日本」を実現することを目標として、平成25年12月に「「世界一安全な日本」創造戦略」を策定（同日閣議決定）し、その施策の着実な実現を図るため、半年ごとにフォローアップを行っているところである。

(参考) 主宰及び構成員

主 宰	内閣総理大臣
構 成 員	全閣僚

(2) 薬物乱用対策推進会議

平成9年1月の閣議決定に基づき、内閣に「薬物乱用対策推進本部」を設置し、薬物乱用対策について、関係行政機関相互間の緊密な連携を確保するとともに、薬物に対する強力な取締り、国民の理解と協力を求めるための広報啓発等、積極的に施策を推進していたところ、平成20年12月、同本部を犯罪対策閣僚会議の下に、「薬物乱用対策推進会議」として再編された。

薬物乱用対策推進本部においては、薬物乱用の根絶を図るため、平成10年5月に「薬物乱用防止五か年戦略」、平成15年7月に「薬物乱用防止新五か年戦略」、平成20年8月に「第三次薬物乱用防止五か年戦略」を策定、薬物乱用対策推進会議においては平成22年7月に「薬物乱用防止戦略加速化プラン」を決定し、総合的かつ

積極的な施策を推進してきた。これら戦略等の実施により、青少年の覚醒剤事犯や大麻事犯の検挙人員の減少等に一定の成果が見られたが、合法ハーブ等と称して販売される薬物が蔓延し、使用者が二次的な犯罪や健康被害を起こした事例や、指定薬物の類似物質の出現や、インターネット等を用いることにより容易に入手可能となっている情勢を踏まえ、平成25年8月に新たに「第四次薬物乱用防止五か年戦略」を決定した。本戦略は、①啓発強化等による薬物未然防止推進、②乱用者の治療・社会復帰支援等による再乱用防止、③密売組織の壊滅、乱用者の取締り徹底、監視指導等の強化、④水際対策の徹底による薬物の国内流入阻止、⑤薬物密輸阻止に向けた国際的な連携等を目標としている。

また、平成26年7月には、危険ドラッグの乱用者による犯罪、重大な交通死亡事故等が深刻な社会問題となったことを踏まえ、本推進会議において、総理の指示を踏まえ、「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」がとりまとめられた。

(参考) 本部構成員

議長	内閣府特命担当大臣（薬物乱用対策）
副議長	国家公安委員会委員長
	法務大臣
	財務大臣
	文部科学大臣
	厚生労働大臣
	国土交通大臣
構成員	総務大臣
	外務大臣
	経済産業大臣
	内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

(3) 銃器対策推進会議

平成7年9月19日の閣議決定に基づき、内閣に「銃器対策推進本部」を設置し、銃器対策について、関係行政機関相互間の緊密な連携を確保するとともに、積極的に施策を推進してきたところ、平成20年、同本部は「銃器対策推進会議」として犯罪対策閣僚会議の下に再編された。

平成7年12月、政府における銃器対策の基本方針を明らかにした「銃器対策推進要綱」を策定し、関係省庁が連携して諸施策に取り組むとともに、毎年度、推進計画を策定し、計画に基づく推進状況のフォローアップを行っている。

最近3か年の銃器対策推進計画は、①国内に潜在する銃器の摘発等、②銃器摘発

体制の強化と取締関係機関の連携の緊密化、③銃器犯罪に対する徹底した捜査・調査と厳格な処理、④水際対策の的確な推進、⑤国際協力の推進、⑥国民の理解と協力の確保、の6つの大項目で構成されている。

平成28年6月の銃器対策推進会議（第8回）においても、同要綱に沿った施策として「平成28年度銃器対策推進計画」が決定された。

（参考）本部構成員

議 長	国家公安委員会委員長
構 成 員	内閣官房副長官補
	内閣広報官
	警察庁生活安全局長
	警察庁刑事局長
	警察庁刑事局組織犯罪対策部長
	総務省大臣官房総括審議官
	法務省刑事局長
	法務省入国管理局長
	外務省総合外交政策局長
	外務省軍縮不拡散・科学部長
	財務省関税局長
	水産庁次長
	経済産業省貿易経済協力局長
	国土交通省総合政策局長
	海上保安庁次長
	環境省自然環境局長

2. 関税局・税関における対策

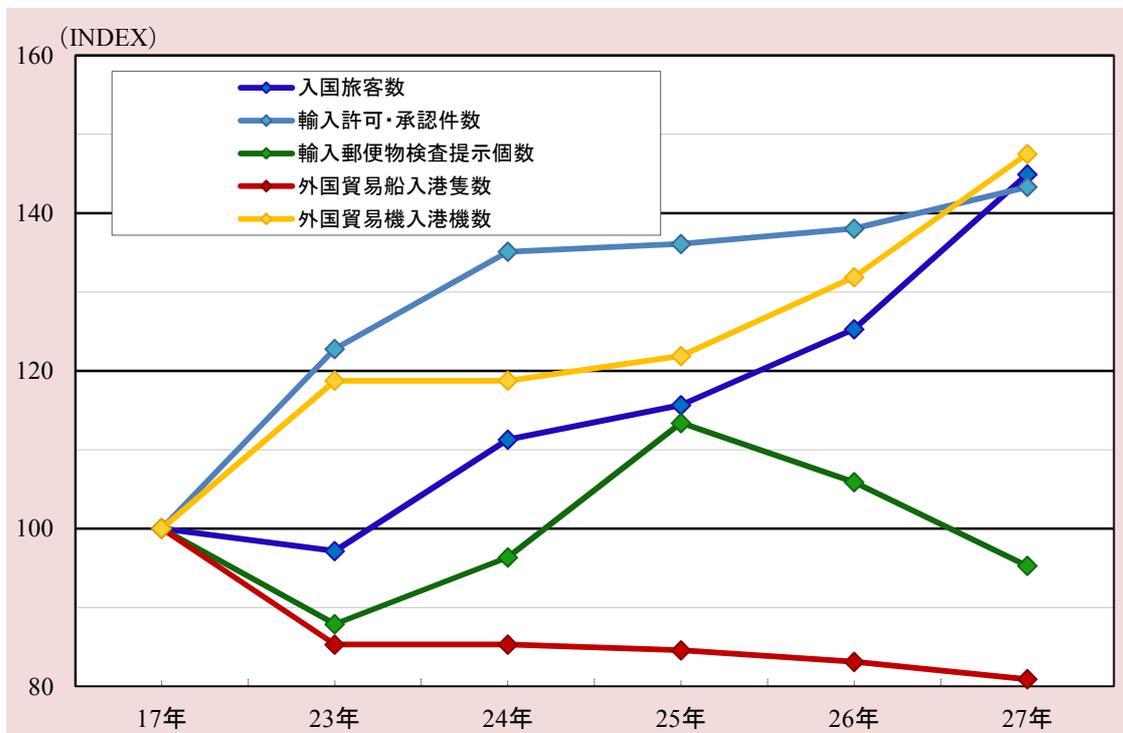
関税局・税関においては、入国旅客や輸入貨物などの取締対象の増加とともに、密輸手口も悪質化・巧妙化する中、限られた人員で効果的・効率的な水際取締りを行うため、近年、種々の施策を実施している。

【入国旅客数等の推移】

取締対象 (指 標)		平成17年 (10年前)	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
旅客 (入国旅客数)	万人	2,491 (100.0)	2,420 (97.1)	2,772 (111.3)	2,881 (115.7)	3,121 (125.3)	3,610 (144.9)
商業貨物 (輸入許可・承認件数)	万件	1,704 (100.0)	2,092 (122.8)	2,302 (135.1)	2,319 (136.1)	2,352 (138.0)	2,442 (143.3)
国際郵便物 (輸入郵便物検査提示個数)	万个	10,545 (100.0)	9,266 (87.9)	10,158 (96.3)	11,956 (113.4)	11,164 (105.9)	10,046 (95.3)
船舶 (外国貿易船入港隻数)	万隻	13.6 (100.0)	11.6 (85.3)	11.6 (85.3)	11.5 (84.6)	11.3 (83.1)	11.0 (80.9)
航空機 (外国貿易機入港機数)	万機	16.0 (100.0)	19.0 (118.8)	19.0 (118.8)	19.5 (121.9)	21.1 (131.9)	23.6 (147.5)

- (注) 1. 入国旅客数は、法務省出入国管理統計年報。(平成27年については速報値)
 2. 輸入許可・承認件数、輸入郵便物検査提示個数は、関税局業務課調べ。(平成27年については速報値)
 3. 外国貿易船入港隻数、外国貿易機入港機数は、船舶・航空機統計。
 4. 下段の()書きは、平成17年を100とした場合の指数。(グラフも同じ)

【入国旅客数等の推移(平成17年を100とした場合の指数)】



(1) 取締体制の整備

イ 事前情報の活用

効果的・効率的な取締りを図る観点から、乗客予約記録^{※1}等の事前情報を積極的に活用した水際取締りを実施している。

※1 乗客予約記録：航空会社が保有する旅客の予約、搭乗手続等に関する情報。

ロ 広域的な取締体制の整備

密輸形態の組織化、広域化に対応するため、横浜税関に監視取締センター室を設置し、税関の管轄を跨ぐ船舶・乗組員に対する広域的な取締りについて、各税関の支援・調整を行うことにより、重点的な取締りを実施している。

(2) 密輸関連情報の収集・分析の強化

イ 情報管理官及び総括情報管理官の設置

各税関に密輸情報を担当する情報管理官をそれぞれ設置するとともに、全国規模で情報の収集・分析を行う税関情報監理官及び総括情報管理官（情報センター）を平成20年に設置し、警察や海上保安庁等の関係機関や外国税関当局等からの密輸関連情報を一元的・総合的に管理・分析するなど、情報収集・分析の強化に努めている。

ロ 関係業界団体からの情報収集の強化

船舶、航空機、商業貨物等に関する業界団体との間で、密輸防止のための協力強化を目的とした「密輸防止に関する覚書」（MOU）等を締結している。

(イ) 財務省関税局：(一社) 日本船主協会、定期航空協会、
(一社) 航空貨物運送協会、
(一社) 日本通関業連合会、
外国船舶協会、(一社) 大日本水産会

(計 6 団体)

(ロ) 税関：各税関単位で設置されている輸送団体や旅行業団体及び漁協等

(計 28 団体)

ハ 一般からの情報収集の強化

全国共通の密輸ダイヤル（フリーダイヤル：24 時間受付）を設置し、情報提供を求めるリーフレット等を配布するとともに、税関ホームページ、ツイッターやユーチューブなどのソーシャルメディア等を活用し、税関における水際取締対策等の広報を行い、広く一般の方々からの情報収集の強化を図っている。また、平成 19 年 5 月からはインターネットからも情報を送ることができるようにしている。

リーフレット（海外旅行者向け）	税関ホームページ
 <p>※ このほか、一般向け、港湾・漁協向け、物流・倉庫業者向けのリーフレットをそれぞれ制作・配布。</p>	
<p>密輸ダイヤル（24 時間受付：フリーダイヤル） シロイ クロイ 0120-461-961 （密輸に関する情報は、財務省・税関まで）</p>	<p>税関ホームページ http://www.customs.go.jp/ 密輸情報提供ページ https://www.customs.go.jp/quest/index.htm</p>

ニ 情報システムの活用

輸出入通関実績、船舶入出港実績等の情報を整理、蓄積することが可能な通関情報総合判定システム（CIS：Customs Intelligence database System）等を全国の税関官署に配備して、情報の分析・加工・管理体制を整備・強化し、水際における重点的かつ効果的な取締りを実施している。

(3) 取締機器の有効活用

イ X線検査装置の活用

全国の税関官署に固定式や移動式のX線検査装置を配備し、貨物の中に巧妙に隠匿された社会悪物品等の発見のために活用している。

また、通常の貨物用のX線検査装置に加え、平成13年2月以降、コンテナや自動車、小型ボート等の大型貨物の検査をすることができる大型X線検査装置を、全国の主要港等に配備して活用している。



ロ 監視艇の活用

海港等における密輸及び漁船等を利用し、拠点となる税関官署に監視艇を配備し、広範囲にわたる監視取締りを実施している。



ハ 麻薬探知犬の活用

増大する麻薬類の密輸入を防止する目的で、昭和54年以降、全国に麻薬探知犬を配備し、入国旅客の携帯品及び外国郵便物等の輸入検査等に活用している。



ニ 埠頭監視カメラシステムの活用

平成8年3月以降、夜間でも監視可能な高感度監視カメラシステムの設置を全国の主要港等に配備し、船舶等に対する取締りの強化に努めている。

(4) 関係機関との連携強化

イ 関係機関との連携による取締り

水際における効果的な取締りを実施する観点から、税関、警察、海上保安庁等において、それぞれが有する情報、組織、権限及び経験等を活かしつつ、緊密な連携の下、取締りに当たっている。具体的には、警察や海上保安庁などの関係機関との間

で、全国各地で合同訓練や合同取締りを積極的に実施している。



ロ 「密輸出入取締対策会議」等の開催

密輸取締関係省庁の協力体制の緊密化を図り、社会悪事犯の水際検挙に向けた情報交換を行うため、財務省関税局の主催による「密輸出入取締対策会議」を開催し、中央レベルでの情報交換を推進するとともに、地区レベルにおいても各税関の主催で「地区密輸出入取締対策協議会」等を開催し、関係機関との情報交換を行っている。

(5) 国際的な情報交換等の推進

イ 外国税関当局等との情報交換の推進

我が国税関における外国税関当局等との情報交換の一元的な窓口として、情報センター内に国際情報センター室を設置している。また、諸外国との間で薬物等の密輸入に関する情報交換の規定を含む税関相互支援協定等を締結するなどの取組みを進めている（「税関相互支援協定等の現状」参照）。

また、税関分野における国際機関である世界税関機構（WCO：World Customs Organization）及びアジア・大洋州RILOを中心とする国際的な情報交換ネットワーク等を活用して、外国税関当局等と密輸関連情報の交換を行っている。

（参考）RILO（WCOの地域情報連絡事務所：Regional Intelligence Liaison Office）とは、地域内の各国税関当局間における不正薬物等の密輸に関する情報交換や同地域内における密輸傾向の情報分析の強化等を目的としたWCOによる地域プロジェクトの拠点である。

我が国が参加しているアジア・大洋州RILOは、昭和62年12月から世界初のRILOとして香港に設置されていたが、平成11年1月から5年間、我が国（東京税関内）に設置され、財務省・税関としても本プロジェクトに積極的に参加・貢献してきた。平成24年1月からは、韓国に設置され、参加国・地域から報告される不正薬物等の摘発事例を基に地域内の密輸動向を分析し、その成果を参加国等に配布するととも

に、参加税関間の情報交換の仲介を行っている。

ロ 税関相互支援協定等による情報交換

不正薬物や銃砲等の仕出地又は中継地となっている国との情報交換を促進する規定を盛り込んだ税関相互支援協定等の新たな締結に向けた取組みを積極的に進めている。また、既に締結済みの税関相互支援協定等を活用し、情報交換の促進に努めている。

(参考) 税関相互支援協定は、我が国と外国税関当局が、それぞれの関税法令を適正に執行し、迅速な通関と効果的な不正薬物・銃砲等の社会悪物品や知的財産侵害物品の水際取締りを実現する観点から、情報交換を含む相互支援を行うための法的な枠組みを提供するもの。

<税関相互支援協定等の現状>

□税関相互支援協定

米国 (1997. 6)、韓国 (2004. 12)、中国 (2006. 4)、EU (2008. 2)
ロシア (2009. 5)、オランダ (2010. 3)、イタリア (2012. 4)
南アフリカ (2012. 7)、ドイツ (2014. 12)、スペイン (2015. 5)

□経済連携協定 (EPA) 関連 (注: EPAに税関の相互支援に係る規定がもりこまれているもの)

シンガポール (2002. 11)、マレーシア (2006. 7)、タイ (2007. 11)
インドネシア (2008. 7)、ブルネイ (2008. 7)、フィリピン (2008. 12)
スイス (2009. 9)、ベトナム (2009. 10)、インド (2011. 8)
ペルー (2012. 3)、豪州 (2015. 1)、TPP (※) (2016. 2署名)
モンゴル (2016. 6)

(※) TPP参加国: 豪州、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ
ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国、ベトナム

□税関当局間取決め

豪州 (2003. 6)、ニュージーランド (2004. 4、2014. 6改訂)、
カナダ (2005. 6) 香港 (2008. 1)、マカオ (2008. 9)、
フランス (2012. 6)、イギリス (2013. 6)

※ () 内は発効又は署名年月 (2016年6月7日現在)

ハ 職員の海外派遣による密輸情報収集の充実

我が国に密輸入される不正薬物等の仕出地となる可能性の高い国・地域等に税関職員を派遣し、不正薬物等の密輸情報の収集に努めるとともに、外国税関当局等との相互協力関係の構築を図っている。また、我が国と同様に、不正薬物等の密輸対策に取り組む国・地域に情報分析担当の職員を派遣し、密輸仕出地等についての情報分析に関する意見交換を行っている。

ニ 国際会議への参加

WCOにおける監視委員会やアジア・大洋州RILOコンタクト・ポイント会合などの国際会議に積極的に参加し、不正薬物等の監視取締りに関する意見交換や情報交換等を活発に行っている。

(6) 監視分野における技術協力

開発途上国の税関当局における不正薬物等の情報収集・情報分析能力の強化など水際取締能力の向上を図るため、開発途上国税関職員の受入研修などの技術協力を積極的に実施している。

IV. 世界における密輸動向等

1. 2014年の不正薬物の密輸動向

(2015年12月にWCOが発行した「Illicit Trade Report 2014」に基づき作成。)

2014年の世界における不正薬物密輸事犯の摘発件数は42,671件と、前年より約1万件減となった。

当該実績を薬種別にみると、大麻13,934件、カート11,455件、向精神薬9,743件、コカイン5,465件の順となった。

また、同押収量は1,848トンと、前年より500トン減となった。当該実績を薬種別にみると、大麻1,253トン、向精神薬343トン、カート107トン、コカイン67トンの順となった。

イ. あへんアルカロイド系麻薬

2014年におけるヘロイン、あへん、モルヒネ及びコデインといった従来型のあへんアルカロイド系麻薬の押収量は、前年の10トンから増加し、16トンとなった。西欧地域、東・中欧地域及びCIS地域(独立国家共同体)における押収量は大幅増となった一方、アジア大洋州地域、北米地域及び中東地域における押収量は大幅減となった。

① あへん

- ・2014年のあへんの摘発は、件数ベースでは約10%減となった。これは、パキスタンにおけるけしがらの摘発が大きく減少したことによるものである。
- ・押収量は40トンであり、前年の80トンから大きく減少した。これは、2013年にパキスタン国内で大型トラックから大量のけしがらが摘発されるなど、大口の密輸事犯が摘発されたのに対し、2014年はペシャワール、カラチ及びイスラマバードを中心に小口の密輸事犯の摘発が多かったことによるものである。

② ヘロイン

- ・2014年のヘロインの摘発は、摘発件数は1,320件に留まり、前年の1,435件から約10%減少した一方、押収量は11,449kgと、前年の6,493kgから、約76%の大幅増となった。
- ・2014年の密輸事犯で最も多く用いられた輸送手段は陸路であり、全体の約35%を占めた。これに、航空機旅客・航空貨物の約25%、国際郵便・急送貨物の約20%が続く。
- ・2014年に摘発された密輸事犯の主な仕出地は、押収量ベース(括弧書は摘発件数)では、トルコ仕出が4,366kg(44件)で最も多く、これに、イラン仕出3,002kg(61件)、メキシコ仕出1,877kg(445件)、パキスタン仕出798kg(106件)、インド仕出110kg(206件)、コロンビア仕出109kg(43件)が続く。

- ・ヘロインの主な摘発国は、押収量ベースでは、ジョージアが 2,790kg で最も多く、これに、米国の 2,148kg、オランダの 1,992kg、アルメニアの 928kg が続く。このうち、オランダは、前年の 301kg から大幅増となった。また、アルメニアも前年から急増したが、これは、イランからジョージアに向かう 大型トラックから、900kg 超の大口の密輸事犯の摘発があったことに起因している。当該摘発国以外では、パキスタン、ドイツ及びブルガリアにおいて顕著な伸びをみせた一方、トルコ、スリランカ及びフランスの押収量は顕著に減少した。

ロ. コカイン

- ・2014 年のコカイン摘発は、摘発件数ベースでは約 15%減、また、押収量ベースでも 18%減となった。
- ・摘発件数及び押収量ともに顕著な落ち込みがみられたが、大口の密輸事犯の摘発件数は依然として多く、100kg 超の摘発は 124 件あり、そのうち 20 件は 500kg 超、10 件は 1 トン超であった。
- ・摘発地域について、押収量ベースでは、西欧地域は 31 トンで前年の 34 トンから減少、南米地域は 8 トンで前年の 20 トンから減少、北米地域は 22 トンで前年の 24 トンから減少、アジア大洋州地域は 200kg で前年の 1,000kg から減少した一方、カリブ海地域、東・中欧地域、中東地域及び東南アフリカ地域では顕著な伸びを示した。
- ・コカインの主な摘発国について、押収量ベースでは、米国では約 38%減、オランダでは約 29%減、スペインでは約 14%減、エクアドルでは約 65%減、ベネズエラでは約 98%減となった。一方、ベルギー、メキシコ及びパラグアイの各国では、大口の密輸事犯の摘発があるなど、押収量が顕著に増加した。
- ・2014 年のコカイン二大消費市場は、2012 年及び 2013 年と同様、西欧地域と北米地域であり、押収量ベースでは最終仕向地の約 75%が両地域であった。
- ・コカイン密輸の輸送手段について、摘発件数ベースでは、2013 年と同様、航空機旅客・航空貨物及び国際郵便・急送貨物によるものが全体の約 75%を占めて最も多く、これに、陸路（自動車）及び海路によるものが約 19%で続く。その他の輸送手段（鉄道、徒歩）は僅少であった。
- ・一方、押収量ベースでは、海上輸送の占める割合が最も高かった。当該輸送手段を摘発件数ベースでみると、全体の約 4%に過ぎないが、押収量ベースでは全体の約 70%にも及んだ。
- ・航空機を用いた密輸では、旅客を利用した密輸が主流であり、特にカリブ海地域及びアフリカ地域で摘発された事犯で、当該輸送手段の利用が顕著であった。
- ・国際郵便・急送貨物による密輸は発見困難な場合があり、非常に注意を要する。2014 年は、当該輸送形態を利用した密輸事犯の摘発件数は 1,800 件超で、計 4 トン超のコカインが押収された。

- ・隠匿手口については、船舶内の特殊な場所へ隠匿、二重壁コンテナ、中身をくりぬいた果物への隠匿、液体への混入、衣類に染み込ませるなど、巧妙化している。こうした密輸手口に対処するため、各国税関では、X線検査装置や麻葉探知犬を活用するなど、業務の効率性を高めている。

ハ. 大麻

- ・大麻は世界中で最も乱用されている不正薬物の一つである。特殊な栽培技術や手間のかかる製造工程を必要としないため、ほぼ世界中で栽培されている。大麻栽培に適さない天候の国々では、屋内で水耕栽培が行われている状況もみられ、当該大麻の THC（テトラヒドロカンナビノール）の含有率は、自然栽培の平均値を大きく上回る。
- ・2014 年の大麻草の摘発は、摘発件数ベースでは約 26%減、また、押収量ベースでも約 23%減となった。一方、大麻樹脂の摘発は、摘発件数及び押収量ともに大きな増減はみられなかった。

① 大麻草

- ・大麻草の摘発は減少傾向にあるが、直近 3、4 年間では、米国における摘発が最も多い状況にある。2014 年に全世界で摘発された大麻草 1,053 トンのうち 982 トンは米国に関連するものであり、全体の約 93% 占めた。
- ・2013 年又は 2014 年に大麻草を 4 トン以上摘発した国について、アルバニア及びアルゼンチンの押収量は同水準で推移しており、米国、スペイン及びバングラデシュでは大幅に減少、また、ベルギー、ブルキナファソ、ブラジル及びインドでは大幅に増加した。
- ・仕出地については、メキシコ仕出の密輸事犯が大部分を占める。同国では、900 トンにも及ぶ大麻関連品を密輸しており、その仕向地はほぼ全量が米国である。メキシコに次ぐ仕出地及びその押収量としては、インドの約 30 トン、ガーナの 24 トン、パラグアイの 9 トン、アルバニアの 5 トンが挙げられる。
- ・2014 年に摘発された大麻草の代表的な摘発事例として、以下の 3 件が挙げられる。
 - 1 月 30 日、インド税関は、ジャルパーイーグリーにおいて、大型トラックに隠匿された大麻草 9,310kg を摘発。
 - 9 月 5 日、ブラジル税関は、フォス・ド・イグアスにおいて、同国警察との共同捜査により、パラグアイ来大型トラックに隠匿された大麻草 3,000kg を摘発。
 - 9 月 10 日、米国国土安全保障省税関・国境取締局（CBP）は、サンディエゴにおいて、メキシコ来大型トラックに隠匿された大麻草 6,630kg を摘発。

② 大麻樹脂

- ・大麻樹脂の摘発に係る2014年の上位10カ国の総摘発件数は前年比15%減、総押収量は前年とほぼ同水準であった。総摘発件数の減少要因は、主要摘発国であるスペイン、モロッコ、米国及びフランスの各国における摘発件数が大きく減少したことによるものである。
- ・2014年も前年と同様、摘発件数及び押収量ともにスペインが最大値を記録した。2014年の同国の摘発件数は、前年比22%減であったものの、押収量は前年比7%増で134トンとなった。
- ・スペイン以外の主要摘発国について、モロッコ、ノルウェー及びイエメンの押収量は前年とほぼ同水準で推移し、また、パキスタン及びベラルーシの押収量は、前年よりも大幅に増加した一方、フランス、モザンビーク及びオランダの押収量は大幅に減少した。
- ・2014年における摘発件数を輸送形態別にみると、陸路（トラック、個人車両及びバスの合計値）が全体の約50%で最も高く、航空機旅客は約42%、海上貨物は僅少であった。また、押収量を輸送形態別にみると、海上貨物の割合が最も高かった。
- ・2014年における摘発状況を仕出地別にみると、前年と同様、モロッコ仕出の割合が最も高く、押収量は108トンとなった。これに、パキスタン仕出16トン、イエメン仕出1トンが続く。
- ・スペイン仕出の大麻樹脂の押収量は27トンとなった。同国は大麻の原産地ではなく、密輸の中継地とみられる。
- ・2014年に摘発された大麻樹脂の代表的な摘発事例として、以下の3件が挙げられる。
 - 6月6日、モロッコ税関は、カサブランカ港において、リビア向け船舶に隠匿された大麻樹脂16,659kgを摘発。
 - 10月15日、パキスタン税関は、カラチにおいて、大型トラックに隠匿された大麻樹脂9,900kgを摘発。
 - 11月23日、スペイン税関は、同国警察との共同捜査により、リビア向け船舶に隠匿された大麻樹脂19,899kgを摘発。

二. カート

- ・カートはニシキギ科の灌木で、元々はエチオピア原産であるが、15世紀頃からイエメンを中心とするアラビア半島でも栽培されるようになった。同半島内では、カートの葉の部分を咀嚼し、アンフェタミンと同様の興奮作用や多幸感を得るために使用されている。カートに対する法規制は、国や地域によって差がみられ、欧州域内では半数強の加盟国で規制されている。
- ・2014年の上位10カ国の総摘発件数は、前年から大幅に減少した。
- ・輸送手段は、前年と同様、国際郵便の利用が大部分を占める。

- ・2014年の押収量を国別にみると、1位の米国が62トン記録したが、前年の80トンから大幅に減少した。前年に34トン記録したフランスは、2014年には上位10カ国から外れた。その他の主要摘発国であるオランダ、ノルウェー及びドイツでも、前年に比して押収量が大幅に減少した。
 - ・2014年の摘発状況に係る特記事項として、デンマークが11トン記録し、前年の7トンから大幅に増加したこと、また、ベルギー及びフィンランドが1トン超を記録し、前年から大幅に増加し、上位10カ国に入ったことが挙げられる。
- ・2014年の摘発件数を輸送形態別にみると、国際郵便の占める割合が全体の約91%と最も高く、これに、航空貨物の約7%、陸路の約1%が続く。国際郵便がカート密輸で頻繁に利用される主な理由は、新鮮度の高いものの需要が高いためであると考えられる。特に米国では、2014年に同国で摘発された全てのカート密輸事犯で国際郵便が利用されていた。
- ・2014年の世界全体の押収量を輸送形態別にみると、国際郵便の占める割合が全体の約59%と最も高く、これに、陸路の約30%、航空の約7%（航空機旅客及び航空貨物の合計値）、鉄道の約1.5%が続く。
- ・陸路を利用する輸送形態は、欧州地域内で多くみられる。同域内に密輸されたカートのうち、最終仕向地が北欧地域であるものは、主に車両を使用して、密輸が行われているとみられる。

ホ. 向精神薬

- ・2014年の向精神薬の押収量は、前年から約12%減となった。主な減少要因は、2013年に押収量の多かった地域の一部で、2014年の押収量が大幅に減少したことによるものである。一方、摘発件数は約3%増となった。主な増加要因は、2014年には世界のほぼ全域で当該薬物が摘発されたことによるものである。
- ・2014年に向精神薬が多く摘発された地域は、押収量順に、アジア大洋州地域、西欧地域、中東地域、北米地域、西アフリカ地域、東・中欧地域、カリブ海地域及びCIS地域（独立国家共同体）が挙げられ、いずれの地域も100kg超の押収量を記録した。当該地域以外の押収量はいずれも100kg未満であった。このうち、北アフリカ地域では2013年に100kg超を記録したが、2014年は実績なしであった。また、カリブ海地域では2013年は実績なしであったが、2014年は摘発実績が報告された。
- ・2014年のアジア大洋州地域の押収量は、前年から大幅に減少した一方、西欧地域、中東地域及び北米地域の押収量は、前年から大幅に増加した。前年からの上昇率をみると、25倍増の西欧地域が最も高く、次いで、3倍増の中東地域、CIS（独立国家共同体）及び南米地域、2倍増の北米地域となった。一方、前年からの減少率をみると、西・中央アフリカ地域は約70%減、また、アジア大洋州地域は約50%減となった。なお、2014年の地域別摘発件数は、前年とほぼ同水準となった。

- ・向精神薬の輸送手段について、摘発件数ベースでは、国際郵便及び急送貨物の割合が最も高いが、いずれも前年より僅かに減少した。次いで前年比 29%増の車両、航空（航空機旅客及び航空貨物の合計値）、歩行者、海上（船舶旅客及び海上貨物の合計値）、鉄道の順となった。

また、押収量ベースでは、歩行者の割合が最も高いが、前年比では減少した。

2位の車両は前年から急増した。3位以下の国際郵便、海上（船舶旅客及び海上貨物の合計値）、航空（航空機旅客及び航空貨物の合計値）、鉄道を用いた密輸事犯の各押収量は、前年に比べて大幅に増加した。

① フェンジル

- ・2014年のフェンジルの押収量は、前年から大幅に減少し、また、摘発件数も約11%減となった。
- ・従来、フェンジルの摘発報告は、インド向け及びバングラデシュ向けのみであったが、2014年には新たにインドネシア向けの密輸事犯の摘発が報告された。
- ・フェンジルは、シロップ状で抗うつ剤としても使用されている。

② ترامadol

- ・従来、 ترامadolは中東地域で流通していたが、近年はアフリカ地域へも拡大している。
- ・2014年の ترامadolの押収量は25トンで、前年の2トンから急増した。
- ・押収量上位3カ国であるヨルダンでは14トン、イランでは7トン、ニジェールでは2.5トンの各押収量を記録した。このうち、ニジェールは前年から10倍増と顕著に増加した。
- ・その他の主要摘発国であるサウジアラビア、米国、カタール及びUAEでは、2014年の押収量はいずれも減少し、また、スーダンでは全減となった。一方、2014年のクウェートの押収量は89kgで、前年の32kgから倍増した。
- ・ ترامadolの主な仕出地は、インド、イラン及びフランスである。
- ・輸送手段については、航空輸送の割合が全体の約64%で最も高く、これに、海上輸送の約33%、陸路輸送の約2%が続く。

③ キャプタゴン

- ・2014年の摘発件数は前年から僅かに減少した。これは、サウジアラビアでの摘発件数が前年から約22%減となったことが影響している。
- ・2014年のキャプタゴンの押収量は24トンで、前年の11トンから倍増した。主な増加要因は、サウジアラビア、イエメン及びヨルダンの各国押収量が大幅に増加したことによるものである。
- ・輸送手段は、海上貨物によるものが最も多く、これに陸路輸送が続く。2014年10月19日、クウェートにおいて、レバノン来船舶からキャプタゴン1トンが摘発された。

- ・キャプタゴンの主な仕出地は、ヨルダン、エジプト及びUAEである。

④ ミトラガイナ（クラトム）

- ・ミトラガイナ（クラトム）の押収量は 2013 年には 1 トン以下であったが、2014 年には 17 トン超にまで急増した。
- ・米国は、2014 年の押収量が 13 トンで最も押収量が多く、これに、タイの 4 トンが続く。
- ・米国で摘発された密輸事犯については、全ての仕出地がインドネシアであり、かつ、全ての輸送形態が国際郵便であった。一方、タイで摘発された密輸事犯の仕出地はマレーシア及びシンガポールであった。

⑤ メタンフェタミン

- ・2014 年のメタンフェタミン摘発については、世界 52 カ国から報告があり、摘発件数は前年から約 26%増、また、押収量は前年から約 32%増となった。
- ・地域別にみると、摘発件数については、北米地域の占める割合が約 64%で最も高く、これに、アジア地域の約 17%が続く。また、押収量については、北米地域の占める割合が約 79%で最も高く、これに、アジア地域の約 17%、カリブ海地域の約 2%が続く。
- ・摘発件数を国別でみると、米国が 1,571 件で最も多く、これに、バングラデシュの 158 件、中国の 156 件、日本の 115 件、タイの 96 件、香港の 73 件、ドイツの 49 件、インドネシアの 45 件、韓国の 19 件、イスラエルの 17 件が続く。上位 3 カ国の摘発件数は大幅に増加した一方、日本、韓国及びイスラエルの摘発件数は顕著に減少した。
- ・押収量を国別でみると、米国が 12,885kg で最も多く、これに、バングラデシュの 1,183kg、日本の 475kg、タイの 426kg、メキシコの 261kg、オーストラリアの 183kg、マレーシアの 171kg、中国の 163kg、香港の 140kg、インドネシアの 95kg が続く。上位 2 カ国の押収量は大幅に増加した一方、日本及びオーストラリアの押収量は顕著に減少した。
- ・輸送手段について、押収量ベースでは、車両の占める割合が約 76%で最も高かった。当該輸送手段を利用した密輸事犯の大部分が、北米地域に関するものであり、その 3 分の 2 が米国での摘発であった。また、車両を利用した密輸は世界各国でもみられた。一方、アジア地域では、歩行者による密輸事犯が多かった。
- ・米国、中国及びカナダで摘発された密輸事犯の主な仕出地は、メキシコである。
- ・バングラデシュで摘発された密輸事犯の主な仕出地はインドであり、全摘発件数の約 98%以上を占める。
- ・中国で摘発された密輸事犯の過半数がオーストラリア向けであり、また、約 25%がマレーシア向けであった。

- ・日本で摘発された密輸事犯の約 25%がメキシコ仕出で最も多く、これに、香港及び中国が続く。また、ナイジェリア、トーゴ、ザンビア及びウガンダのアフリカ諸国を仕出国とする密輸事犯もみられた。
- ・タイで摘発された密輸事犯の約 50%以上が、ラオス仕出であった。また、ガーナ、ナイジェリア及びザンビアのアフリカ諸国を仕出国とする密輸事犯もみられた。
- ・隠匿手口については、移動車両等への隠匿の占める割合が約 68%で最も高く、これに、携帯品、貨物が続く。

⑥ GBL (ガンマ-ブチロラクトン)

- ・GBL は通常液体であるが、極めて稀に粉末状でカプセルに入れられていることもある。GBL の使用に関する法規制は各国さまざまであり、流通経路はそのような法規制の多様性に深く関連している。
- ・2014 年の GBL の摘発件数は 328 件で、前年の 253 件から大幅に増加した。当該件数を国別にみると、米国が 242 件で最も多く、これに、ノルウェーの 29 件、スイスの 17 件が続く。
- ・2014 年の GBL の押収量は 5 トン超で、2013 年の 1 トン以下から約 5 倍増となった。当該実績を国別にみると、ニュージーランドが 4,520kg で全体の約 79% を占め、最も多く、これに、米国の 683kg、デンマークの 201kg、ノルウェーの 165kg が続く。
- ・仕出地については、中国及びポーランドの 2 カ国が突出している。英国、ニュージーランド及びオーストラリアで摘発された密輸事犯の主な仕出地は中国であった。また、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン及びスイスで摘発された密輸事犯の主な仕出地はポーランドであった。
- ・輸送手段については、国際郵便を利用した密輸事犯の割合が、全体の約 96% を占め、最も多かった。

⑦ アンフェタミン

- ・2014 年は 36 カ国から計 537 件の摘発報告があり、前年の 50 カ国、643 件から約 17%減となった。
- ・アンフェタミンは減少傾向にあり、2014 年の摘発件数は 482 件で、前年の 582 件から約 17%減、また、2014 年の押収量は 5,392kg で、前年の 12,372kg から約 56%減となった。
- ・地域別にみると、摘発件数の多い順に、西欧地域（全体の約 63%）、北米地域（約 17%）、中・西欧地域（約 8%）、中東地域（約 5%）、CIS 地域（独立国家共同体）（約 4%）となった。

- ・国別の摘発件数については、ドイツが 101 件で最も多く、これに、米国の 93 件、イスラエルの 81 件、スウェーデンの 49 件、ノルウェーの 43 件、フィンランドの 39 件、ポーランドの 34 件、サウジアラビアの 25 件、ロシアの 17 件が続く。
- ・国別の押収量については、サウジアラビアが 3,336kg で最も多く、これに、米国の 821kg、ドイツの 353kg、ブルキナファソの 335kg、ノルウェーの 140kg、スウェーデンの 117kg、フィンランドの 112kg、イスラエルの 94kg、ポーランドの 70kg、フランスの 13kg が続く。
- ・最も押収量の多かったサウジアラビアで摘発された密輸事犯の主な仕出地は、ヨルダンであった。
- ・輸送手段については、車両を利用した密輸事犯の割合が約 89% で最も多かった。
- ・隠匿手口については、移動車両等への隠匿の占める割合が約 85% で最も多かった。これに、国際郵便の約 4%、貨物の約 3.5% が続く。

⑧ MDMA (エクスタシー)

- ・2014 年は 34 カ国から MDMA の摘発報告があり、前年の 31 カ国から増加した。
- ・2014 年の摘発件数は 726 件で、前年の 450 件から増加し、また、2014 年の押収量は 1,470kg で、前年の 1,051kg から増加した。
- ・国別摘発件数をみると、米国が 521 件で最も多く、これに、ドイツの 41 件、ブラジルの 30 件、ロシアの 21 件、フィンランドの 19 件、デンマークの 15 件、ノルウェーの 5 件、スウェーデンの 3 件が続く。
- ・国別押収量をみると、米国が 512kg で最も多く、これに、オランダの 361kg、トルコの 212kg、ブルガリアの 98kg が続く。特に、オランダの押収量は、前年の 13kg から 27 倍増と顕著に増加した。
- ・米国で摘発された密輸事犯の主な仕出地は、中国及び香港であった。また、同国以外ではオランダ仕出の密輸事犯も多くみられた。
- ・輸送手段について、摘発件数ベースでは、国際郵便を利用した密輸事犯の割合が全体の約 35% で最も多く、これに車両の約 30% が続く。

へ. 新精神活性物質 (NPS)

- ・NPS の摘発は、合成カンナビノイドをはじめ、約 200 種類もの薬物に関する密輸事犯が報告されている。
- ・2014 年の押収量は 82 トンで、前年の 5 トンから 16 倍増となった。薬種別にみると、合成カンナビノイドの押収量が、全体の約 88% と最も多かった。
- ・地域別押収量については、西欧地域が 78 トンで最も多く、これに、北米地域の 3 トンが続く。前年に 1 トンの押収量を記録したアジア地域では 2014 年は 200kg と大幅減となった。
- ・輸送手段については、国際郵便を利用した密輸事犯が多くみられる。

- ・合成カンナビノイドに分類される物質には、化学組成そのものが名称になっているものが多い。それらの物質は、一つの製造所で同時に製造することができ、また、原料となる物質の多くは流通に規制がないため、一般の化学工場でも製造することができる。NPS の規制状況は国によって大きく異なるうえ、既存の物質の化学組成を少し変えるだけで容易に新しい物質を製造することができるため、水際取締りを担当する現場職員が取締りに必要な知識をいかに身につけるかが課題となっている。

2. 2015 年の銃砲等の密輸動向

(CEN データベースに報告された 2015 年の摘発情報に基づき作成)

2015 年の世界各国の税関における銃砲の摘発実績は 1,081 件(5,485 丁)であった。また、銃砲弾の摘発は 418 件(630,382 点)であった。

国別に見ると、米国の摘発件数が最も多く、銃砲(478 件)及び銃砲弾(258 件)ともに全体の半数近くを占めていた。地域別に見ると、アジア大洋州では銃砲 31 件(51 丁)及び銃砲弾 3 件(519 点)、欧州では、銃砲 212 件(853 丁)、中東地域では銃砲 216 件(3,629 丁)の摘発があった。

V. 参考資料

1. 不正薬物等の大口密輸事犯摘発事例（トップ3）

犯則物件	摘発年月日	税関	数量	仕出地	事件の概要
覚醒剤	平成11年10月3日	門司 長崎 東京	564.6 kg	北朝鮮	警察及び海上保安庁と協力の上、台湾籍漁船が洋上取引を行い、鹿児島県の海岸に陸揚げしたところを摘発。
	平成8年7月11日 平成8年7月16日	横浜	527.7 kg (7/11 249.0kg) (7/16 278.7kg)	中国	海上コンテナ貨物である水煮竹の子3,360缶の内23缶に隠匿していた覚醒剤約249kgを摘発するとともに、犯則嫌疑者居宅に隠匿していた覚醒剤約279kgを摘発。
	平成10年8月19日	東京	301.5 kg	香港	商業貨物である大型工作機械35台の支柱及びアーム部分に隠匿していたものを摘発。
大麻草	平成5年4月15日	大阪	426.5 kg	カンボジア	海上コンテナ貨物である木製パレット80枚の上段と下段とを繋いでいる柱の中に隠匿していたものを摘発。
	平成11年6月8日	名古屋	420.7 kg	フィリピン	海上コンテナ貨物である玉石800袋の内126袋内に、無機セメントで石様に工作隠匿していたものを摘発。
	平成13年2月2日	横浜	393.7 kg	フィリピン	海上コンテナ貨物である缶ビール800ケースの内103ケースについて、缶の中に隠匿していたものを摘発。
大麻樹脂	平成14年12月11日 平成14年12月14日	東京	147.3 kg (12/11 51.6kg) (12/14 95.7kg)	ネパール	航空貨物であるカレンダー1,650枚について表紙を二重工作して隠匿していた大麻樹脂約52kgを摘発するとともに、犯則嫌疑者居宅等に隠匿していた大麻樹脂約96kgを摘発。
	平成10年10月9日	横浜	96.7 kg	インドネシア	商業貨物である木製家具等127点の内31点の中に分散隠匿していたものを摘発。
	平成16年7月16日	東京	59.5 kg	香港	海上コンテナ貨物である業務用冷凍庫について、スーツケースに収納した上冷凍庫内に隠匿していたものを摘発。
ヘロイン	平成元年2月4日	東京	20.6 kg	タイ	航空機旅客の携行大型キャリーバッグを二重工作して隠匿していたものを摘発。
	平成14年12月21日	東京	16.7 kg	ラオス	航空機旅客（オーストラリアへの乗り継ぎ旅客）に対する職務質問において、お茶缶の中に隠匿していたものを摘発。
	昭和63年8月11日	東京	8.0 kg	パキスタン	航空機旅客3名の携帯スーツケースを二重工作して隠匿していたものを摘発。
コカイン	平成25年11月19日 平成25年11月21日	横浜	約118 kg	不明	神奈川県横須賀市及び葉山町の海岸に漂着。
	平成16年8月25日	名古屋	44.0 kg	コロンビア	冷凍運搬船の船長託送品である空ボンベ内に隠匿していたものを摘発。
	平成2年5月15日	東京 横浜	33.4 kg	コロンビア	貨物船の機関室ダクト内に隠匿していたものを摘発。
あへん	平成18年9月19日	東京	14.9 kg	トルコ	航空機旅客の携行スーツケース上下蓋部分を二重工作して隠匿していたものを摘発。
	平成10年2月4日	大阪	8.8 kg	不明	ロシア籍船舶から陸揚げされたボストンバッグ内に隠匿していたものを摘発。
	平成4年8月10日 平成4年8月18日	東京	8.7 kg (8/10 2.7kg) (8/18 6.0kg)	インド	航空機旅客の携行スーツケースの二重底部分に隠匿していたものを摘発するとともに、さらに同旅客が所持していた鍵の調査により、コインロッカー内に隠匿していたものを摘発。
MDMA	平成19年8月1日	大阪	688,000 錠	カナダ	海上貨物コンテナ貨物である製材について、内部をくり貫いて隠匿していたものを摘発。
	平成19年10月20日	門司	146,760 錠	オランダ	航空貨物であるスパイラルミキサー（らせん状攪拌機）について、内部に隠匿していたものを摘発。
	平成20年4月3日	東京	90,537 錠	オランダ	航空機旅客3名それぞれの携行スーツケースを二重工作して隠匿していたものを摘発。
向精神薬	平成6年9月12日	東京	41,795 錠	タイ	航空機旅客の携行キャリーバッグを二重工作し隠匿していたものを摘発。（成分：トリアゾラム）
	平成6年12月23日	東京	22,402 錠	タイ	航空機旅客の携行キャリーバッグを二重工作し隠匿していたものを摘発。（成分：トリアゾラム、フルニトラゼパム）
	平成9年5月16日	門司	20,003 錠	中国	航空小包郵便物内に隠匿していたものを摘発。（成分：アンフェプラモン）
銃 砲	昭和59年4月11日	東京	301 丁 (実包5,564個)	フィリピン	孔雀型籐製椅子を収納していたコンテナの左右奥隅の鉄板を溶接した空洞の中等に隠匿していたものを摘発。
	昭和60年12月4日	名古屋	104 丁 (実包1,787個)	フィリピン	籐製品を収納していたコンテナの前部壁面のベニヤ板後側に隠匿していたものを摘発。
	平成12年9月22日	沖縄	86 丁 (実包1,107個)	フィリピン	石垣島沖合いを航行中のヨットから海上投棄されたものを海上保安庁が摘発。

(注)本表は、税関が摘発した事件及び警察等他機関が摘発した事件で税関が関与した事件に係る押収量のトップ3を記載。

2. 不正薬物等の摘発実績

種類	年		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	前年比
	件	kg						
覚醒剤	件		185	141	154	174	83	48%
	kg		402	482	859	549	422	77%
大麻	件		71	82	66	99	122	123%
	kg		57	132	13	74	34	45%
大麻草	件		57	58	52	52	58	112%
	kg		6	104	12	35	28	80%
大麻樹脂	件		14	24	14	47	64	136%
	kg		51	29	1	40	6	15%
あへん	件		2	-	1	-	-	-
	kg		4	-	0	-	-	-
麻薬	件		37	46	128	91	213	234%
	kg		44	11	135	6	26	402%
	千錠		5	4	17	2	1	57%
ヘロイン	件		6	3	3	2	2	100%
	kg		3	1	4	0	2	3984.2倍
コカイン	件		9	7	10	10	8	80%
	kg		38	9	127	2	18	935%
MDMA等	件		4	5	6	5	23	460%
	kg		2	0	3	0	0	33.6倍
	千錠		0	0	0	0	0	142%
ケタミン	件		1	8	5	7	12	171%
	kg		0	0	0	1	4	379%
その他麻薬	件		17	23	104	67	168	251%
	kg		1	0	1	3	2	45%
	千錠		5	4	17	2	1	55%
向精神薬	件		31	39	33	26	16	62%
	kg		2	-	0	-	0	全増
	千錠		13	12	10	9	7	79%
指定薬物	件		-	-	-	-	1,462	全増
	kg		-	-	-	-	37	全増
合計	件		326	308	382	390	1,896	486%
	kg		509	626	1,007	630	519	82%
	千錠		18	16	27	11	8	74%
(参考) 使用回数	万回		1,550	1,701	3,331	1,885	1,498	80%
銃砲	件		-	3	4	3	5	167%
	丁		-	4	6	4	5	125%
うち拳銃	件		-	3	4	3	5	167%
	丁		-	4	6	4	5	125%
銃砲部品	件		1	3	-	2	-	全減
	点		1	3	-	2	-	全減

- (注)
1. 税関が摘発した密輸入事犯の他、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。
 2. 覚醒剤は、覚醒剤及び覚せい剤原料の合計を示す。
 3. 大麻樹脂は、大麻樹脂その他の大麻の製品の合計を示す。
 4. MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計を示す。
 5. (参考)使用回数は、以下の不正薬物について、乱用者の通常の一回分使用量をもとに換算し、合計したものである。
(覚醒剤：0.03g、大麻草：0.5g、大麻樹脂：0.1g、あへん：0.3g、ヘロイン：0.01g、コカイン：0.03g、MDMA等及び向精神薬：1錠)
 6. 端数処理のため数値が合わないことがある。
 7. 数量の表記について、「0」とは500gまたは500錠未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。
 8. 平成27年の数値は速報値である。

3. 不正薬物の密輸形態別摘発件数

(件)

形態別	年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年		
							前年比	構成比
航空機旅客等による密輸入		175	130	135	171	107	63%	6%
国際郵便物を利用した密輸入		102	130	204	166	1,734	10倍	91%
商業貨物等を利用した密輸入		41	33	30	39	45	115%	2%
航空貨物等		37	25	26	27	34	126%	2%
海上貨物等		4	8	4	12	11	92%	1%
船員等による密輸入		8	15	13	14	10	71%	1%
合 計		326	308	382	390	1,896	486%	100%

(注) 航空機旅客等には、航空機乗組員を含み、船員等には、船舶旅客を含む。また、商業貨物等には、別送品を含む。

4. 覚醒剤の密輸形態別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

形態別	年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年		
							前年比	構成比
航空機旅客等による密輸入		141	84	104	126	37	29%	45%
		232	204	304	246	84	34%	20%
国際郵便物を利用した密輸入		18	31	21	22	21	95%	25%
		30	35	7	16	3	19%	1%
商業貨物等を利用した密輸入		22	18	19	16	18	113%	22%
		128	236	539	261	328	126%	78%
船員等による密輸入		4	8	10	10	7	70%	8%
		11	8	10	27	6	22%	1%
合 計		185	141	154	174	83	48%	100%
		402	482	859	549	422	77%	100%

(注1) 航空機旅客等には、航空機乗組員を含み、船員等には、船舶旅客を含む。また、商業貨物等には、別送品を含む。

(注2) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注3) 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

5. 覚醒剤の仕出地別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

仕出地	年					構成比	合計
	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年		
中国（香港・マカオを含む）	30	28	38	79	28	34%	203
	44	73	62	200	104	25%	484
中国	10	14	26	32	15	18%	97
	15	10	43	72	76	18%	215
香港	20	12	11	42	12	14%	97
	30	63	16	119	27	6%	254
マカオ	-	2	1	5	1	1%	9
	-	0	3	10	1	0%	15
台湾	4	2	1	3	4	5%	14
	5	0	1	0	45	11%	51
アジア	22	12	28	39	19	23%	120
	45	14	129	35	12	3%	234
タイ	8	3	2	26	12	14%	51
	31	3	1	28	6	1%	68
インド	1	3	19	-	2	2%	25
	0	10	114	-	4	1%	128
韓国	-	1	-	1	1	1%	3
	-	1	-	1	-	-	2
フィリピン	3	4	1	9	4	5%	21
	4	1	0	3	1	0%	9
中東	12	6	6	2	2	2%	28
	80	48	12	4	3	1%	147
イラン	-	2	-	-	1	1%	3
	-	44	-	-	0	0%	44
トルコ	5	2	5	2	1	1%	15
	8	1	10	4	3	1%	26
アフリカ	44	31	21	14	2	2%	112
	84	89	90	17	20	5%	301
ウガンダ	-	2	5	5	1	1%	13
	-	10	44	6	20	5%	80
南アフリカ	8	3	5	3	1	1%	20
	15	16	20	4	1	0%	55
ケニア	2	14	4	5	-	-	25
	4	47	8	6	-	-	64
欧州	39	23	9	17	5	6%	93
	82	157	13	65	4	1%	321
ドイツ	5	5	3	1	1	1%	15
	10	15	6	6	0	0%	37
イギリス	9	3	2	1	1	1%	16
	18	1	2	2	4	1%	27
オランダ	5	5	2	1	-	-	13
	8	121	2	2	-	-	133
スペイン	-	1	-	3	3	4%	7
	-	4	-	10	0	0%	14
ロシア	1	-	-	1	-	-	2
	1	-	-	27	-	-	28
北米	12	10	17	6	8	10%	53
	40	30	36	20	3	1%	129
米国	6	8	12	5	8	10%	39
	16	22	12	17	3	1%	70
カナダ	6	2	5	1	-	-	14
	24	8	23	4	-	-	59
中南米	22	26	26	9	7	8%	90
	22	72	516	208	225	53%	1,042
メキシコ	20	24	26	8	7	8%	85
	19	69	516	207	225	53%	1,036
オセアニア	-	-	-	-	1	1%	1
	-	-	-	-	0	0%	0
オーストラリア	-	-	-	-	1	1%	1
	-	-	-	-	0	0%	0
その他	-	3	8	5	7	8%	23
	-	0	1	0	6	1%	7
合 計	185	141	154	174	83	100%	737
	402	482	859	549	422	100%	2,714

(注1) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注2) 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

6. 大麻の密輸形態別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

形態別	年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	構成比	
							前年比	構成比
航空機旅客等による密輸入		19	31	19	32	28	88%	23%
		0	63	1	28	1	5%	4%
国際郵便物を利用した密輸入		35	34	40	47	83	177%	68%
		9	12	10	4	22	552%	66%
商業貨物等を利用した密輸入		14	11	5	16	8	50%	7%
		47	58	2	41	10	24%	30%
船員等による密輸入		3	6	2	4	3	75%	2%
		0	0	0	1	0	1%	0%
合 計		71	82	66	99	122	123%	100%
		57	132	13	74	34	45%	100%

(注1) 航空機旅客等には、航空機乗組員を含み、船員等には、船舶旅客を含む。また、商業貨物等には、別送品を含む。

(注2) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注3) 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

7. 大麻草の仕出地別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

仕出地	年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	構成比		合計
							前年比	構成比	
中国（香港・マカオを含む）		1	3	1	4	3	5%	12	
		1	0	0	1	1	4%	3	
台湾		-	-	-	-	1	2%	1	
		-	-	-	-	0	0%	0	
アジア		11	6	10	6	4	7%	37	
		1	0	0	0	3	12%	5	
アフリカ		1	2	1	1	2	3%	7	
		0	0	0	0	0	0%	0	
欧州		16	13	11	11	16	28%	67	
		1	0	0	0	0	1%	2	
北米		25	29	22	24	29	50%	129	
		3	103	12	33	23	83%	174	
米国		24	22	22	20	24	41%	112	
		3	103	12	33	22	78%	172	
中南米		-	2	4	2	3	5%	11	
		-	0	0	0	0	0%	0	
オセアニア		1	2	1	-	-	-	4	
		0	0	-	-	-	-	0	
その他		2	1	2	4	-	-	9	
		0	0	0	0	-	-	0	
合 計		57	58	52	52	58	100%	277	
		6	104	12	35	28	100%	184	

(注1) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注2) 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

8. 大麻樹脂の仕出地別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

仕出地	年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	構成比		合計
							前年比	構成比	
中国（香港・マカオを含む）		-	4	1	2	1	2%	8	
		-	1	0	0	0	0%	1	
アジア		9	9	3	11	6	9%	38	
		51	28	0	37	0	4%	115	
インド		7	7	3	9	2	3%	28	
		43	26	0	32	0	0%	102	
アフリカ		1	1	-	-	-	-	2	
		0	0	-	-	-	-	0	
欧州		1	10	7	11	20	31%	49	
		0	0	0	0	0	3%	1	
フランス		-	2	1	1	5	8%	9	
		-	0	0	0	0	1%	0	
北米		3	-	3	22	36	56%	64	
		0	-	0	3	6	93%	9	
米国		3	-	3	22	33	52%	61	
		0	-	0	3	5	91%	8	
その他		-	-	-	1	1	2%	2	
		-	-	-	0	0	0%	0	
合 計		14	24	14	47	64	100%	163	
		51	29	1	40	6	100%	126	

(注1) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注2) 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。